

平成二十二年十一月九日受領  
答弁第一一二号

内閣衆質一七六第一一二号

平成二十二年十一月九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で中国漁船が我が国の海上保安船に衝突した様子を撮影したビデオの公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で中国漁船が我が国の海上保安船に衝突した様子を撮影したビデオの公開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「誰の判断によって決められたのか」、「誰の責任の下、誰が行ったのか」が具体的に何を意味するのかが必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、検察当局と海上保安庁が協議の上、記録媒体の原本から衆議院議長に提出するのが相当と認められる部分を抽出したDVDを作成することとし、提出に係るDVDを作成したものと承知している。

三から六までについて

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四十七条に基づき、衆議院議長からの記録提出要求に基づき、公益上の必要性と、今後の海上保安庁の海上警備・取締活動に支障を生ずるおそれや、関係者の名誉・人権の保護に欠けるおそれなど種々の弊害を総合考慮して、記録媒体の原本から、衆議院議長に提出するのが相当と認められる部分を抽出したDVDを作成してこれを提出することとしたものと承知している。